平成２４年（フ）第９７０号
広島市安佐南区高取南２丁目14番７号
債務者　荒神　龍貴
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３９号
高知市長浜6557番地65　加志﨑方
債務者　中澤　和香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮上　佳恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月８日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２９号
島根県安来市広瀬町宇波482番地21　住宅型有料老人ホームかじかの家
債務者　村尾キクエ
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　智之
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９２号
岡山県津山市川崎1236番地
債務者　岡本ナツキ
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第９６号
岡山県津山市高野本郷1270―３アメニティーK105号室、住民票上の住所奈良県奈良市南紀寺町５丁目86番地の７
債務者　玉中　秀一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２７７号
函館市美原４丁目２番20号
債務者　清水紀三子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２９２号
函館市海岸町７番６号
債務者　佐藤　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６３号
宮城県石巻市新館３丁目１番33号　石川住宅Ｆ棟、前住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地130番地３
債務者　萩川きよ江
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
静岡県富士市今泉1803番地の１　マナール101号、前住所静岡県富士市一色188番地の１
債務者　神尾　一也
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７１号
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ｃ棟303号、前住所静岡県富士市川成島975番地の１
債務者　飯田　真貴
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７９号
三重県伊勢市粟野町381番地
債務者　上井　正文
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１１３６号
埼玉県加須市上樋遣川4015番地
債務者　青鹿　潤一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２８号
さいたま市見沼区大字御蔵1119番地３
債務者　伊牟田英一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９４号
埼玉県幸手市栄５番９―103号
債務者　田中　耕作
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７５号
さいたま市岩槻区大字掛460番地３、旧住所東京都杉並区松ノ木３丁目29番11号　高田マンション103
債務者　辻　眞古人
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
静岡県伊豆の国市神島1283番地の１　市営神島住宅212号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
山形県酒田市北千日町15番28号、前住所さいたま市桜区大字下大久保760番地　風見鶏グランドハイツⅡ308
債務者　五十嵐麻美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
山形地方裁判所酒田支部